

令和4年第1回大衡村議会定例会会議録 第2号

令和4年3月2日（水曜日） 午前10時開議

出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	萩原 達雄	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	監 査 委 員	渡邊 保夫
総 務 課 長	佐野 克彦	企 画 財 政 課 長	残間 文広
住 民 生 活 課 長	金刺 隆司	税 務 課 長	堀籠 淳
健 康 福 祉 課 長	早坂紀美江	産 業 振 興 課 長	渡邊 愛
都 市 建 設 課 長	後藤 広之	学 校 教 育 課 長	森田祐美子
社 会 教 育 課 長	大沼 善昭	参 事 兼 指 導 主 事	岩渕 克洋
会 計 管 理 者	堀籠満智男	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子 書記 片浦 則之 書記 残間 頼

議事日程（第2号）

令和4年3月2日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 同意第 1号 監査委員の選任について

- 第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 5 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6 議案第 4 号 大衡村公共施設整備基金条例の制定について
- 第 7 議案第 5 号 大衡村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 6 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 7 号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 8 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 11 議案第 9 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 議案第 10 号 大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 議案第 11 号 大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 14 議案第 12 号 大衡村青少年交流館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 15 議案第 13 号 大衡村下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 16 議案第 14 号 大衡村 21 世紀の田園文化創造基金条例を廃止する条例の制定について
- 第 17 議案第 15 号 財産の処分について
- 第 18 議案第 16 号 他の普通地方公共団体の公の施設を住民が利用することについて

本日の会議に付した事件

議事日程（第 2 号）に同じ

午前 10 時 00 分 開 議

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しますので、これより令和 4 年第 1 回大衡村議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番佐々木春樹君、7番文屋裕男君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（細川運一君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問は通告順に発言を許します。

通告順3番、赤間しづ江さん、発言願います。

5番（赤間しづ江君） おはようございます。

一般質問通告3番、赤間しづ江であります。

私は牛野ダムキャンプ場の整備計画について質問をするものです。

達居森と牛野ダム湖畔は、四季を通じて豊かな自然が楽しめることから、年間約5,000人から6,000人が訪れる観光スポットになっています。村民にとっても身近な景勝地であり、散策に、癒やしの場にと親しまれている村の公園であります。

長引くコロナ禍でアウトドアが大人気。キャンプ用品の市場も空前のヒット、売上げとなっているというのを耳にいたします。牛野ダム湖畔でキャンプを楽しむ人が利用者の増にも顕著に現れています。かねて料金を考えてみてはという声もあって、村では令和4年度、公園管理費の財源確保のため、有料化を前提とした牛野ダムキャンプ場整備事業が計画されています。

議会に説明がありましたのは、1月12日、全員協議会の場でございました。その資料によりますと、1周する村道牛野ダム線を廃止して管理道路とする。ダムの入り口付近の村道大瓜北側線の一部を廃止、公園の管理用道路に用途を変更し、その場にリモコン可動式チェーンゲートを設置する。有料化には受付が伴う。この機会を生かして、村の農産物や火おこしのまきの販売、また除草や清掃作業等も地域の力でを行い、地域主導型運営方式のモデル事業として、地域活性化を図る。

あらましこのような説明でございました。そこで私は次の5点について質問したいと思います。

牛野ダムは、王城寺原演習場の補償事業として昭和43年に建設された宮城県が管理す

るかんがい用水のダムでございます。このたびの有料化計画で用途変更することになった事項に係る県との協議の時期、また、それはいつ行われたのか。それについての回答はどうだったのかについて伺います。

質問の2項目目です。牛野ダムキャンプ場整備計画について、地元の方々の力を生かして地域主導型運営のモデル事業としたいと、こう進める目的を村では打ち出しています。地元大瓜地区住民への説明はどうなっているのか伺います。この点につきましては、私が一般質問の提出する前の情報を得ていれば、こういう質問にはならなかったんですが、この時点では分かりませんでしたので、あえてこの項目を入れております。

質問の3項目目です。計画図によりますと、進入路となる1本の道路の出入口もゲート設置となります。達居森と湖畔公園は、大衡村を代表する公園の一つです。一般の人々が自由には入れない、こういう状況が考えられます。このことは、大衡村公園条例の設置目的に沿わないのではないかと考えられますが、どうお考えでしょうか。

質問項目の4点目です。リモコン可動チェーンゲートでない方法で利用料の徴収は考えられなかったのかなと思います。例えばパトロールを兼ねた巡視員に協力を願うとかそういう方法は考えられなかったのでしょうか。

質問項目の5点目です。有料化による利用料の額についての考え方、また収入見込額を約450万円としています。これはまきの販売も含むとなっておりますが、その算出根拠についても伺うものです。

以上、5点を質問いたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） おはようございます。

ただいまの赤間しづ江議員の一般質問にお答えしたいと思います。

牛野ダムキャンプ場の整備計画を問うということですが、まず1点目の牛野ダムに係る関係機関との協議状況についてのご質問ですが、国庫補助金の関係では東北防衛局と令和3年8月に打合せを行っており、その際は補助金返還等の事例には当たらないとの回答を得ております。

次に、財産管理の関係では、王城寺原補償工事事務所と令和3年10月に打合せを行っており、占用変更の手続を行えば問題はないとの回答を得ておるところであります。

河川管理の関係では、仙台土木事務所と令和3年10月に打合せを行っており、河川の占用申請を行えば問題ないとの回答を得ておるところであります。

次に、2点目の牛野ダムキャンプ場整備計画について、地元大瓜地区住民への説明はどうかというご質問ですが、先月22日に大瓜地区住民を対象に説明会を開催し、事業計画の説明をさせていただいております。当日は雪にもかかわらず、15名の方に出席をしていただき、貴重なご意見をいただいております。中には、今後検討していかなければならない課題もありましたので、それらも踏まえて引き続き事業の理解度を高めていく必要があると感じております。

次に、3点目の一般の人々の入場が自由にできないということは、村立公園の設置目的に沿わないのではないかとのご質問ですが、牛野ダムを含む達居森と湖畔自然公園は、村内にある優れた保護すべき自然の景勝地であります。その一部を有料化するものとはなりますけれども、村立公園としての目的を果たすためには、村民が無料で利用できる仕組みづくりを検討しなければならないと考えております。

次に、4点目のリモコン可動チェーンゲートでない方法で利用料徴収は考えられないかとのご質問ですが、庁内での会議の際にも同様の意見が出ており、検討を重ねてきましたが、巡視員を1日張りつけておくことの効率の悪さや、公平な料金徴収が難しいなどの意見により断念した経緯があり、県内にある有料キャンプ場の運営方法等を参考に、ゲート式の管理方法としたものであります。

次に、5点目の有料化による利用料の額と収入見込額の算出根拠はどの質問ですが、県内にある有料キャンプ場の1泊の利用料はおおむね3,500円から4,000円となっており、フリーサイトである当キャンプ場については、一例として2名1泊での料金を3,000円程度として利用料を設定しております。令和3年度の利用組数が約4,000組であり、有料化により4割程度の利用減を見込み、またデイキャンプやソロキャンプなどの需要も考慮して、約2,400組、延べ人数約4,000人での利用料収入として、その他収入と合わせ、約450万円を見込んでおるところであります。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 皆さんもご承知のように、牛野ダムは県営のダムです。防衛局との協議は令和3年8月、それから王城寺原補償工事事務所との協議は去年の10月に行われていると。善川の上流域に位置する達居沢でございますから、河川との関係もあるということで仙台土木事務所との協議も令和3年の10月に行っているということでございます。県の施設を利用して、このたびお金を取ると。お金を徴収するということに関して

は、何ら問題なかったものなのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 詳しくは担当より説明をさせますけれども、いろいろとそういったことを県とのやり取りの中で詰めて、そういった経緯になったわけでありますから、担当より詳しく説明をさせます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 県の財産ということで、財産自体は王城寺原補償工事事務所の財産ということで、昨年の10月7日にご相談をさせていただいております、その際には前提といたしまして、このキャンプ場を有料化したいと。それでゲートの設置をしてそのような形で村として管理運営していきたいという前提の下でご相談をさせていただいております、その中で牛野ダム機能自体が失われることにはならないので、問題はないということで、現在、使用許可をいただいている形になるんですけれども、その使用許可の変更の手続きを取っていただければ問題ないよということで解答いただいております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 牛野ダム管理については、大衡村が牛野ダム管理組合というのを受け持っているというか、組合議会というものを委託された形で設置されているはずなんです、その関係機関への報告というか、相談というか、そういうことはする必要はないものなのかどうか、その辺も伺います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 当然そういった部分については、報告相談は必要になるかと思うんですが、現時点ではまだ詳しい詳細の部分の報告相談等はまだ行っておりません。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 昭和43年に建設されて、7年の歳月で総工費が4億4,500万円だそうです、建設の費用を見ますと。悲願のかんがい用水ダムだったと。そこを利用して大衡村は公園に指定をし、様々な経過をたどってきたと思われま。せつかくですからあそこにアヤメを植えようとか、住民でアヤメを植えよう。それからキャンプサイトのトイレを手前に移し、それから管理道路を村道に移して舗装にしたり、それから炊事場と水道施設を建設、それから手前に水飲み場を設置したり、様々な経過をたどってきた牛野ダムだと思います。そのたびに県との協議はなされたんだと思うんですけれども、今回

も村道だったのを管理道路に戻すということをもた繰り返すようになりました。その経過が再三にわたって繰り返されてきていますし、その経緯を知る上で資料としてお出しいただくわけにはいかないのでしょうか。村長、伺います。協議の経緯です。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今、ご質問にありました詳細にわたっての細かい経緯があるという部分は承知しておりますが、その詳細にわたっての経緯を取りまとめた資料というのは、現時点でちょっと持ち合わせておりませんので、分かる範囲でお答えすることは可能なんです。牛野ダムに係る経緯といたしましては、昭和48年度に完成した後に、財産が県の王城寺原補償工事事務所ということで、その後にダムの機能が問題ないかという部分を確認して、数年確認した後に昭和52年の12月にその県の財産を村が管理するという管理委託契約を村で結んでおります。それに基づいて村がこれまでいろいろ管理をしてきたという経緯がございまして、その後にキャンプ場を整備したのが平成10年度と平成11年度、2か年にわたって整備を実施しました。そのキャンプ場の整備に当たっても、王城寺原補償工事事務所に使用許可という許可を得まして、設置をしておりまして、その後定期的にその許可の更新を行っているという経緯でございます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 今、課長がおっしゃられましたそういう一覧表のようなものをお示しいただくと大変ありがたいなと思っていますので、お願いできますでしょうか。急ぎませんけれども。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ちょっとこれからの作業になりますけれども、資料のほう、取りまとめたいと思います。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 地元住民への説明のことについて伺います。全員協議会の席では、1月中に開催とありましたが、情報がなかったものですからこの質問をいたしました。その間に令和4年2月吉日付、村長名で大瓜地区の方々に説明会の文書が届いたというのを知りました。

地域活性化に係る説明会で22日、猛吹雪の午後7時から大瓜の分館で開かれたんですけども、私も参加いたしました。全体で15名の参加でございました。担当課はもっと少ないのではないかと危惧していたようですけれども、予想以上に集まったとほっとし

ておられたのがちょっと印象に残っております。この説明会の文書ですね、この事業に興味のある方々のご参加をとという表現がなされているんですね。この文書を見るとちょっと戸惑った方もいらっしやったと、後になって聞きました。本来であれば時期も時期だったということもありましようけれども、大瓜地区の皆さん全体の説明としてすべきではなかったのかなと思ったんですが、その辺どのようにお考えだったでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） その点につきましては、いろいろな考え方、あろうと思います。ご指摘のように、住民全体を対象とした文言ということであれば、確かにそうすべきだということであれば、確かにそのとおりであるのかなと、今思えばですね、そう思いますけれども、ただやっぱりどうしても何の会合においても、住民全員が参加してくれるということもあまりないように傾向としてはあるわけでありまして、そういう本当に興味のある人という捉え方でご案内を。ただご案内そのものは全員に、地区住民の方々、全住民にしておりますので、案内は。その辺はその捉え方について、議員の指摘も今後の反省点になるかどうか分かりませんが、そういったことも検討して、もちろんこの住民に対する説明会といいますか、そういったものはこの22日の1回限りではございませんので、まだまだ住民の皆さんにご理解を深めてもらう機会を設けてまいりたいと、このように思っております。以上です。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） その資料は地域活性化事業に向けての説明会、それから指定管理制度のイメージ、それから活性化事業参加申込書という、この3点セットだったんですね。ですから案内の文書の内容もですし、非常に戸惑った方もいらしたと聞いておりますので、今後、度重なる説明会を開催予定、検討事項もおありでしょうから、そういう考えでおられるようすけれども、非常に皆さんの地域の力、特に大瓜の方々の力を借りて進めるということであれば、余計にその辺を配慮した形になってもらえばよかったかなという思いでおります。考えを伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ただいま申し上げたとおりでありまして、議員のご意見も今後の説明会等々に、住民に対する説明とか、そういったものに生かしてまいりたいと、このように思っております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君）　その中でトイレの清掃業務であるとか除草とかいう作業、長年担当してこられた方も参加しておりました。その担当してきて観光に来る方々の状況をよく見ている人たちでないと分からないことも多々ございました。ご意見の中にもですね。そのようにして、そういう声をとにかく聞いて、政策というか進める計画の中に盛り込めば、より協力体制が得られるあれになるんじゃないかと感じましたので、この点を特にお願いしたいと思います。

特に清掃業務などをやっている方は、トイレだけじゃなくて周辺の清掃も兼ねております。キャンプに来る人というのは、確かにマナーの悪い方もいるんだけれども、残り火がもちろんないように、それから灰まできれいに掃除していく人もいるんだということをお話ししていました。それからごみについてもぼいぼいと湖面目がけて捨てていく人もいるけれども、そうでないマナーのいい人もたくさんいるんだと。ですから残り火もそのように草むらに無造作に投げていく人がいたりして、非常に防災上も懸念されるところがあるんだというお話をしておりましたので、そういう点をぜひ今後の検討課題に、再三お話し合いを重ねて盛り込んでいけたらいいのではないかと考えます。担当の考えを伺います。

議長（細川運一君）　都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之）　先ほどご質問ありました案内の文書の関係で、住民の方も戸惑った方もいるという部分、住民説明会、参加してお声を聞いて、その部分は我々も感じました。興味のある方々の参加をお待ちしておりますという表現をさせていただいた意図には、以前大瓜上地区のほうに管理をお願いしております、衛生組合のほうで回り順で担当していただいていたという背景がありまして、その際にだんだんと世帯の状況も変わってきて、地区の負担も大きくなっていてその部分はなかなか継続が難しいということで、現在の清掃組合の方をお願いするに至った背景がございまして、そういった部分がありましたので、地元配慮するという意味でそのような表現になったということでご理解をいただければと思います。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、住民説明会に参加した方々の声を聞くと、今、議員おっしゃられた部分のところは我々も感じておったところがございますので、先ほど村長の答弁にありまして、住民説明会の機会を設けまして、そういった声をもっともっと聞くような形の中で、検討を継続したいと考えております。

議長（細川運一君）　赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君） 質問の3点目に入ります。

1本しかないダムへの入り口の手前に、出入口のところにゲートを設置するという方法なものですから、これは設置目的には沿わないのではないかと質問をしたわけなんですけれども、受付をしてという手順を取るんでしょうけれども、公園でもあるということはやっぱり忘れてはならないと思うんですね。キャンプする人だけのものではないと誰もが感ずるはずなんですけれども、庁内検討会で課でも検討し、それから庁内、課長会議とかでも検討した結果だという課長方は説明をしているようですけれども、この辺あたりをもう少し深く検討できなかったか。もちろん検討した段階でもそういう声は出たというんですが、その辺の経緯をもうちょっと詳しくお知らせ願えればと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回、地元の方と連携をして管理をしていくというような提案をさせていただく中でありますけれども、村の施設である、公的な施設であるということには変わりませんので、そういった面で有料化をするに当たりまして、料金を払わずに無断で利用するような仕組みをつくってはいけないという部分がありまして、そういった仕組みを排除する仕組みの中で、どういった管理方法ができるかというような検討の過程がございました。

その過程の中で、当然出入りをフリーにして巡視を強化するような形でやるというような方法も一つにはあるかと思うんですけれども、そういった中でも完全にそういう無断で利用するという人をちょっと排除することは難しいのかなというのがありますし、それにマンパワーの部分を注ごうとした場合に、この地元の方に管理をお願いをするという部分を想定したときに、地元の方々の負担も大きくなるのではないかと。あるいは無断で入った方々に対して注意をしたりとかというような部分もありますので、そういう精神的な負担も大きくなってしまわないかなということを考えますと、ゲートを設置して管理する方法がベストと言っていいのかは分かりませんが、ベターではないかなと考えておまして、ただその公園の利用目的の部分につきましては、ご指摘のとおりで、地元のほうからもそういったご意見をいただいておりますので、村民の方は無料で使える仕組みづくりというのは当然ながら検討しなければいけないと考えております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君） 牛野ダム湖畔公園は、非常にいいところです。桜の名所でもありますし、これからの季節、カタクリの群生地もあつたりヤマユリも咲く、紅葉も美しい、それから雪景色だって美しいところですよね。今は30センチぐらいの積雪があつては入れないようですけども、奥羽山系の山並みもいいところですし、どこか違う国の景勝地に来ているかと間違ふぐらいのやっぱりいい景色のときも望めます。ですから仙台からも1時間もかからないで渋滞にも遭わないで来られる場所というのはそうはないと思います。やっぱり無料ですし、それが人気のスポットになっているということは考えられると思います。やっぱりキャンプする人だけじゃなくて、気分転換にとかドライブがてらダムの水がどのぐらいあつてやとか、介護している母を乗せて気分転換に行くのが楽しみなんですという人もいますし、やっぱりそういう方々がゲートがあつて入れないんだとやとか、そういうことのないようにぜひ考えていただきたいと思います。村民の方々が無料で利用できる仕組み、まだ検討中なんでしょうか、でもそれは大いにその村民の立場、来る方の立場になってぜひ、いい方法を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ご意見いただく中で、やはり先ほど申し上げたとおりゲートの設置のほうが管理上ベターではないかなとは考えておりましたけれども、これに当然ながら確定させるものではなくて、そういったご意見をいただきながら、今後、地元の方々に説明を重ねて管理の組合等を設立というような方向性になった場合に、そういった方々とどういった管理方法がいいか、当然村民の方々が公園を楽しむという観点も重要視しながら検討させていただきたいと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、まず公平に料金を取れる体制を確立するという部分と、あとその管理を請け負っていただく組合など、そういった部分ができた場合に、そういった方々の負担の部分も考慮しながら、総合的に判断をしていきたいと考えております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君） 私たちにやすらぎとレクリエーション、とにかくその両方を提供してくれる欠けてはならない施設、公園なわけですから、その辺は本当に納得のいくようなやり方でスタートさせてほしいなと思います。

さて、次のリモコン可動式のチェーンゲートでございますが、牛野ダムに行くにはあの1本の道路しかないわけですよね。どこか違うルートで入れるとか、南側コースから

入れるとか、そういうことがない中で、それも250万円の設置費を予算化していますよね。全協の説明では。表現が悪いんですけども、絶対入れないという状況にはならないわけですね、悪い言葉で言えば壊されたり、そういう心配もある、あと何か操作をするとチェーンゲートも下げられるのもあったりするんだそうです、聞きますと。ですからそういう方法でなく考えられないのか。そのためには例えば牛野ダム湖畔の一定の場所をキャンプサイトにするとかいう方法などは考えられなかったのか。そこにテントを張ったり楽しんでいる人たちがいれば、そこで料金を頂くという方法は考えられなかったのかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今後の検討課題、その一つのご意見の検討課題にはなるかなどは認識しております。当初、この事業を検討するに当たりまして、牛野ダムの管理経費の抑制の部分から始まりまして、ただ、観光施設ということを考えますと、それだけというのではなくて、地域の活性化という部分に目的を置いてやったほうがいいだろうというところもありました。その村の管理経費の抑制という部分のところ、できるだけその設備投資の部分は抑えた形の中で考えたいというところで、そのキャンプサイトの区画割とか、そういった部分も設備投資の部分のところ、当初はネックになるかなどいうところもありまして、検討の過程の中でゲートに落ち着いたという形にはなっておりますけれども、先ほど申し上げましたとおりいろいろご意見、出てきておりますので、その可能性の部分はこのゲートに確定させるものではなくて、そういったご意見も踏まえて検討させていただきたいと考えております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） いろいろなところでキャンプ、テント設営ができますよという、やっぱり先ほども火の始末の問題、それからトイレの問題とか、衛生上懸念される材料もあるんだと、地域の方々がおっしゃっていましたが、そういうことで、せっかくいいイメージで皆さんに楽しんでもらっている牛野ダム湖畔公園が、そういうことがゲートを張ったり何だりでイメージを悪くすることがないように、地域活性化だったら自由に人が出入りして、いろいろな商品の販売とかに結びつけるような方法を考えたらいいのではないかと考えますが、村長はどう考えますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 今からといいますか、有料にしてそして当初というか現時点ではリモコ

ン式で開閉ゲートを操作するということでありますけれども、そういった方法でやりたいと思っていますが、一方で今、議員がおっしゃられたように、じゃあ今までの住民の方々が自由に入ってきた、利用してきた、その部分はどうなるんだということだと思います、私は。そういった懸念はもちろん私も持っていますけれども、そういったものに対して村民の方々、あるいは団体とか、そういった方々に対しては、やはり無料で当然利用できるような仕組みをもちろん考えていかなければならないと思っております。

一つの例といいますか、地場産品等々の販売の件も今、出たようであります、やっぱりそういったものもその受け付けする場所等々もありますけれども、そういったところで村内の産品等々の販売などもしていただく、もちろん自主事業としてですね。していただいて、大衡村の産業といいますか、活性化につなげていければという思いがあつてのその計画を立てたわけであります。もちろん今現在、このペーパーの上で議論しても、イメージ的にはまだまだ足りないところがいっぱいあるわけであります。実際にやってみて、不具合なところ、そういったものがやっぱりあると思うんです。やっぱりやってみればね。そういったものを逐次改善、改良していければなど、このように思っているところであります。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 昨日、待望の村自慢が紹介されました。お煎餅ですね。これから行楽シーズンに入りますし、何かそのタイミングでお披露目できるというのは非常にうれしいことだと思っています。そのためにはやっぱりキャンパーだけでなく、自由に行けてそういうところで人の往来が活発になってこそ初めて物品の販売にも弾みがつくんだと思いますので、ぜひゲートで縛りをかけられるということで、悪いイメージを抱かないように、それだけがすごく心配なところがございます。ぜひその辺は考慮していただきたいと思います。

次に、利用料のことについてお伺いします。まき販売も含め450万円という算出根拠のようです。都市建設課の利用者数の集計表が令和元年、2年、3年の11月までの数字が出ていますけれども、利用者数の集計というのは、どのような方法で細かい数字まで出されているのか伺います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 先日、議会全員協議会で資料を出させていただいた数値につきましては、キャンプ場を利用いただく方には、原則、村に利用届出を出していただくこ

とになっております。今年度からホームページを活用させていただきまして、メール申請等ができるような形で届出をしていただくような形になっておりまして、そちらを集計した数字となっております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） そうしますとフリーでという人たちの分はカウントされないということなんでしょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 原則届出いただく形にはなっておりますけれども、許可制ではございませんので、届出をしないで利用している方というのは実際にいと承知しております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） もし有料化となった場合に、2分100円の炊事場の水道施設はどのようになるんでしょうか。どのようにお考えなのでしょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回提案している内容で有料化した場合については、その水道料金については廃止をするというような想定をしております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） それからその経費の算出のところに絡むのですけれども、収入見込額の項目によって、受付事務委託料、4月から11月までの間の金額、218万円とあります。ということは、12月から3月までは閉鎖するというお考えなのでしょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そのような想定で算出をしております。冬場の事例といたしまして、牛野ダム線、除雪をせずに閉鎖をしている期間が、その期間閉鎖しておりますので、そういったことでこのような算出根拠とさせていただいております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 受付、あるいは料金の支払手続、簡単に出入りできない公園、そうなった場合、訪れる方は今までとイコールとはいかないのではないかとすることは十分に考えられます。無料だからというところが非常に大きいと思います。担当課は徴収に不公平感があってはならないとの説明だったんですけれども、きちんと申請してお金を支払ってとなると、もちろん利用者はこのシミュレーションどおりにはいかないのでは

ないかなと思います。ですからいろいろな声を聞いて、段階的という何かその辺の考え方も残しているんだと思われるのですが、その辺を確認しておきたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 利用料収入のシミュレーションにつきましては、現在の利用状況から有料化になった部分も想定して算定をさせていただいております。当然全員協議会で報告させていただいた人数で届出ベースではいるんですけども、実際にはそれ以上上回る利用者がいるというのを想定しまして、さらにそこから有料化した場合に、その人数から4割程度は減るだろうというような算定の下で有料化の収入の算定をさせていただいております。

それと段階的な検討というの、当然ながら必要なかなと考えておまして、先ほど村長の答弁にもありましたとおり、いろいろ検討は尽くしていきたいなと思うんですけども、その中でスタートした中で不具合等が出た場合については、それぞれ改善しながらやっていく必要もあるのかなと考えております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） インターネットの口コミ、読みます。天気がよいと、船形山が美しく見えて、また桜も咲くとよい景色になる。夜に仕事終わりでキャンプに来る方も、受付がないから何時でもオーケーですねという投稿をされています。それからトイレも使えて無料がうれしい。炊事場の水だけ有料。こんな書き込みもあって、県内外というか、そういう感じでいろいろな方々がいらしているんだなというのがこれで分かると思います。そういうマナーがよくて、そういう人たちが大いにPRをしていただいて、人の往来もより多くなって、地場産品にも弾みがついてという形になれば、本当にいいなと思います。

コロナ禍で自然の中でいい空気を吸ってリフレッシュをする。気分転換をする。そういう密集を避けてという、これからもその状況は続くのだらうと思います。時折聞こえる実弾の射撃音がなければ、本当にどこの国の景色かと思う、本当にそういう瞬間があるいいところです。渋滞もなしに来られますし、そういういいところをやっぱり失うことがないように、本当に望むところです。連泊する方も多いうふうに見えていますね。車の出入りの状況を見ると、泊まっただけで恐らくかっぱの湯辺りに行って、お風呂に入ってから戻ってくると、そういう人もいるみたいだということは地元の方々がおっしゃっていました。ですからそういう大衆を愛してくださる方々を大事にして、この事業が

いい形で進むように希望したいと思います。

最後に村長の答弁をお願いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そうですよ。これまでも答弁で申し上げてまいりましたが、この牛野ダムのキャンプ場と誰も宣伝していないんですが、隠れたキャンパーには、キャンプ場のメッカだというようにまで言われているようであります。隠れたキャンプのメッカであると言われていたようであります。本当に議員おっしゃるとおり、いろいろな方面から来場される方が多々あるようであります。中には首都圏のナンバーとか、そういったものもありました。あるいは大阪とかあっちのほうもありましたし、いろいろそういった意味で非常にすばらしい、本当に議員おっしゃるとおりの景観であって、そして自然豊かな大衡村、そういったところに有料化というのは、何かそぐわないのではないのかというようなご意見ももちろん分からないわけではありません。しかし、やはり大衡村の公園維持管理の部分で少しでも収入というのもちょっと変ですが、得られればと。そして地場産品を育てたり作っておられる方々の、少しでも収入に結びつけばということで、そういった方向性を持って提案させていただいておるわけであります。

今後、提案させていただくクリエイトパークの隣接地ですね、これについても同じようなことは言えるわけでありましてけれども、先んじてこの牛野ダムを先行して開場して、その方向性、そういったものを来られる方は全くジャンルの違う方々だと思います、その2つの場所は。ですけれども、そういった動向、傾向、そういったものをつかんでクリエイトパークのキャンプ場についても生かせるような、その経験が。生かせるようなそんなふうにしてまいりたいと思います。いろいろ心配なところもあろうかと思いますが、我々執行部といいますか、事業課ともどもそういったことに万全を期して臨んでまいりたいと思っております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 1つ申し忘れたことがあります。あの美しい牛野ダム周辺というのは、残念なことに不要犬猫の捨場のメッカになっているんですよね。あそこに投げっていくそうです。鳥などもあったそうで、2日後には毛だけしかなかったとか、そういうこともあったそうですから、そういうイメージで不法投棄であるとかに関することでの何らかの対策をこの機会に何とか講じてほしいということをお願いしておきたいと思っております。これで最後の質問といたします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そういった課題も今回の事業に併せて取り組む中で、検討の一つにさせていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ペットの捨場になっているのではないかと、そういった一面も多々あると思います。そういったものを防ぐためにも、このゲートはある程度有用なのかなと、今、思うところでありまして、ペットを飼う人は最後までという、その面倒を見るというのがそういうペットを飼う人の資質、資格であると言われております。そういったことの抑止にも何ぼかなるのではないかなと、こんなふうに思います。以上です。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を11時5分といたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時05分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順、4番、佐野英俊君、発言願います。

2番（佐野英俊君） 通告順位4番、佐野英俊であります。

通告に従いまして、水道事業における漏水調査の結果と対策について、一問一答で質問いたします。なお、昨日の佐々木春樹議員の質問と同趣旨の点があった場合は、ご理解願います。

本村の水道事業は、昭和55年4月に給水が開始され、安全で安心、かつおいしい水を供給し続けて42年目を迎えます。近年において、水道管や排水設備の経年的な老朽化が影響し、年々有収率が低下してきた実態から、私は令和2年9月議会定例会時の決算審査特別委員会における総括質疑と、さらに昨年3月に3月議会定例会における一般質問で水道事業の課題についてを取り上げてまいりました。

そのような中、昨年5月、各世帯に漏水調査のお知らせとした周知がなされ、村から委託の調査会社による漏水調査が行われ、昨年11月8日開催の産業教育常任委員会に調査報告ワンペーパーが提出されておりますので、漏水調査の結果と調査後の対策について質問いたします。

まず1点目は、実施した漏水調査の方法と調査会社から提出された調査結果の具体的

な内容について。

2つ目として、調査結果を受け、現年度、年度内に取ってきた対応と、今後、令和4年度以降の取組について伺います。

3点目には、産業教育常任委員会の報告で調査報告後の修繕などにより、有収率が回復したとありましたが、最近の有収率はどのような状況にあるのか。

4点目、最後に昨年3月の議会定例会一般質問で、着手できない状態にあると答弁されていたアセットマネジメントの策定は、その後どうなっているのか。

以上の4点について伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 佐野英俊議員の一般質問に、お答えしたいと思います。

水道事業における漏水調査の結果と対策はという大きなタイトルでありまして、その中の1点目、漏水調査の実施方法と結果はということではありますが、漏水調査につきましては、令和3年度事業として5月から9月にかけて、総延長127キロメートルのうち116キロメートルの配水管と各家庭に引込みされている給水管、1,600か所の調査を実施しております。

調査は、路面上から直接漏水音を確認する方法や、弁栓や添架管に機器を設置し、漏水エリアの絞り込みをする方法などにより、漏水箇所を確認しており、これらの調査の結果、配水管で6か所、給水管で10か所の漏水を確認しております。

次に2点目の調査結果への取組はとのご質問ですが、配水管で漏水のあった6か所のうち、修繕済みが3か所、漏水量が微量のため経過観察としている箇所が1か所、対応検討中が2か所となっております。この対応を検討している2か所については、いずれも国道を横断する配水管からの漏水でありまして、さや管で防護されているため、詳細の漏水箇所の特定が難しい状況となっております。

また、給水管で漏水のあった10か所については、使用者に報告し、修繕対応を求めた結果、7か所については修繕が完了しておりますが、残る3か所は漏水箇所が微量のため、漏水箇所が特定できないことから、使用者側で経過観察としている状況となっております。

次に、3点目の有収率の変動はとのご質問ですが、令和2年度の有収率73.3%に対し、漏水修繕工事実施後の有収率は、直近の令和4年1月のデータで78.6%まで改善しております。冬期間は凍結防止対策のため、期間的に有収率が低下する傾向にはありますが、

冬期間を除けば平均79.7%で推移しております。

次に、4点目のアセットマネジメント策定の進捗状況はとのご質問ですが、アセットマネジメントの策定には専属の担当職員を配置し、かつ総務、設備、土木等の専門職員を副担当とした体制で数年間の時間を要して策定するのが一般的であります。村では4名体制で通常業務を行っておりますが、アセットマネジメントの策定は、通常業務の傍ら作業を進めており、現在は必要情報の整備として、資産、施設台帳の情報整理、入力作業を行っております。今後は施設の維持管理状況も反映させ、検討手法や更新、需要見通しの検討等を進めていく予定としております。

なお、アセットマネジメントの策定と同時に、上下水道事業別に広域化、共同化の検討も進めており、その検討資料の作成や勉強会にも時間を費やしており、アセットマネジメントの完成には時間を要しているのが現状であります。現在の組織体制において、最適な手法と情報収集しながら事業推進に努めてまいりたいと、このように考える次第であります。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 村長から答弁をいただきましたが、再度質問させていただきます。

1点目の調査方法につきましては、水道管が布設してある道路面から伝わる異常音を捉える調査方法により、総延長127キロメートルの管路のうち、116キロメートルについて漏水調査を実施したとのことで、今回の調査から除かれた11キロメートルですか、この11キロメートルについては最近というか新設の管であったのか、その辺お尋ねします。実務的なことですので、課長答弁でひとつよろしくどうぞ。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） お答えいたします。

今回、調査の対象から外した箇所につきましては、衡東地区のエリアとなっております。衡東地区のエリアにつきましては、衡東配水池を通じて水を供給させていただいております。この衡東配水池の夜間の水の流れを確認しますと、夜間、水が動かない時間帯があるということで、この衡東地区については漏水がないということを想定できますので、その分を対象外とさせていただいた次第でございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 衡東配水池関係で調査をしなかったと。そうしますと、最近ときわ台とかは整備年次的に新しい経路についても調査されたのか伺います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ときわ台地区も今回調査の対象に入っております。対象から除くことも想定できたんですけども、全体のボリュームに対する延長の部分、期間も短いということで、一連の作業の中で対応させていただいております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 今回の調査の結果で、16か所の異常が報告されたとのことで、そのうち村管理の配水管関係が6か所、個人管理の給水管関係が10か所とのことですが、漏水箇所の詳細といたしますか、もう少し具体的にどんな異常が想定されたのか伺います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 16か所を具体的に詳細の部分というご質問でございますが、今回、漏水量が多かった部分につきましては、1か所消火栓の接続部からあったというところが1か所ございました。こちら修繕済みでございます。それとあと塩浪地区の住宅団地に引込管のところで、これちょっと古い管ですけども、こちらの部分で漏水があったということで、この部分につきましても修繕済みでございます。また、衡下地区の松本橋の部分の空気弁のところで経年劣化で漏水しているという部分がございます、この部分も修繕済みでございます。同じく大瓜地区の中島橋のところの添架管のところでも漏水があったんですが、こちらにつきましては微量であったことから、経過観察としているという状況にあります。残りの2か所の部分が、先ほど村長答弁にありました国道4号を横断している部分で漏水があるということで、村長答弁のとおり国道横断部、さや管が入っております、詳細の特定には至っていないというような状況となっております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 想定される漏水の具体、常任委員会の資料を見ましても、軽微なもの、あとはやはり課長答弁にもありました4号線の車道部分埋設が大きいのかなと、報告を受け感じるわけですけども、大崎広域水道からの総給水量や水道事業の事業量全体から見て、異常箇所があまりにも少な過ぎるのではと感じるわけですけども、調査結果の妥当性といえますか、今回出された16か所の異常報告を、村としてどのように受け止められているのか。調査の結果、その妥当性といえますか、その辺いかがですか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） この部分、大変ちょっと、総括する部分が正直難しいところで

ございまして、今回、先ほどご説明させていただいた大瓜地区だったんですが、消火栓の部分で漏水があって、修繕した結果、先ほど村長答弁にありましたとおり、有収率が大幅に改善しているところがございます。

今回、2か所ほどまだ対応できていない部分があるんですが、この部分がどのぐらいの漏水量、ボリュームですね。漏水しているというのは想定されるんですが、どのぐらいの水が出ているかという部分のところの把握は今回の調査ではちょっとできない形になっておりまして、仮にこの部分の2か所を修繕した場合に、どのぐらい有収率が上がるのかという部分が見えてこない、今回の漏水調査の結果がおおむねその漏水量に対する成果として評価できるのかなとは考えておるんですが、その水量ですね、漏れている水量をつかむことというのがちょっとできないことがありますので、その辺を評価するのは大変ちょっと正直なところ難しいのかなとは考えておるんですが、先ほど申し上げましたとおり、1か所修繕したことで73%から約80%近くまで回復したということを見ますと、ある程度今回の16か所を特定できたという部分は成果につながっているのかなとは考えております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 確かに今回の漏水調査、成果として16か所の異常が確認された。成果としてはそういう報告を当然受けているわけですがけれども、課長の答弁で想定が非常に難しいという答弁もいただきましたけれども、2点目の調査結果への取組にも関連しますが、調査で出された結果のうち、常任委員会提出の資料を見ますと、先ほどの答弁にありました消火栓のパッキン不良やあるいはメーターボックス周辺の軽微なものについては、既に修理を終えているという報告になっております。それから経過観察の場所もあるとの答弁もありました。

今後の予定といいますか、現年度における年度内に予定されている修繕はあるのかどうか伺います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今年度、令和3年度として今後予定している修繕箇所は今のところございません。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） そうしますと、令和3年度内においては既に軽微な修理は終えたということで、やはり村長答弁等にもありましたけれども、国道の横断する箇所、車道へ埋設

されている場所ですか、この辺の漏水が大きいとといいますか、多いと判断されることになるのか、再度伺います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 先ほどお答えさせていただいたとおり、ちょっと量をつかむのは難しいんですが、想定される中としてはこの2か所の部分が多いのかなとは想定はしているところでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 課長、大崎広域水道からの給水、受水の実態とといいますか、もし手元に数値があれば改めて伺いたいわけですが、昨年度、令和2年度等の決算数値で構いません。総給水量、そして有効水量、無効水量、この辺水量について確認したいと思えます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 令和2年度の決算のデータになりますが、総給水量で87万6,215立方メートル、有収水量で64万2,441立方メートル、無収水量で23万3,774立方メートルとなっております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 今、答弁にありました、買っているといいますか、大崎広域水道から受けている水のうち、21万8,949立米が無効水量、単純に算出しますと全体水量の25%になるわけでありまして、無効水には消火栓の点検水、あるいは水道管の洗浄や水質管理から流す水、この時期でありますと冬期間、先ほども答弁にありました凍結防止のための流す水等々も含まれているのでしょうけれども、村が広域水道から買っている水の約25%が無効水に、単純に見れば有効水、水道料に反映する有効水が75%、25%が無収水、無効水となっていると。先ほどの無効水の水量からしますと、1日600立米、200リットルドラム缶でいいますと、1日3,000本の無効水が試算されます。これで数字的には、課長、間違いありませんよね。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） はい、そのような計算で間違いはないと思います。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） それらからしましても、今回の調査結果、16か所。確かに国道関係についてはそれ相当の想定できない水量の漏水とといいますか、あるのかなと理解できますけ

れども、異常箇所はこれだけという疑問を持ってしまいます。担当課長の立場で、その辺どうですか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 確かに今回の漏水調査ですね、ほぼ村内全域やった中として、全て見つけられたかといったらそうではないだろうとは把握をしております。全国、あるいは宮城県の平均の有収率からしても90行かない80%後半台になっていますので、全国的に見てもある程度の漏水の部分は、ちょっとどうしてもつかみ切れない部分はあるのかなと考えておまして、ただ、先ほど申し上げましたとおり、今回ほぼ村内全域にわたって漏水調査を実施しておりますが、これが全ての漏水を見つけれられたとは考えてはございません。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 確かに地中に眠っているというか、埋設された水道管ですので、非常に難しいのかなとも理解します。2点目の調査結果への取組についてでありますけれども、先ほど来の答弁、常任委員会の報告資料を見ましても、軽微な修理については既に修理が済んでいるとのこと、それらに要した今年度、3条予算の中での修理、どの程度費用、修繕費を要したのか伺います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 漏水関係の修繕費で申し上げますと、今年度途中の数字になりますが、194万8,000円程度となっております。このうち漏水調査に基づいて発見した部分の修繕につきましてが125万円程度となっております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） ちょっと思ったより少ないなとも感じましたけれども、軽微な修理は終え、調査結果からしまして残された場所は国道等へ埋設されている場所が漏水が多いと予想されるわけですが、先ほども申し上げましたが25%の無効水、1日ドラム缶で3,000本、大変な量です。調査で指摘された車道埋設部の配水管についての、詳細、さらなる調査といいますか、そういう難しい部分、技術的には、さや管等が通っておって調査しにくい点もあるという答弁がありましたけれども、いずれにいたしましても急いでこれらの原因究明といいますか、対応策を講じる意味でも、何がしかのさらなる調査が必要とされるのではと考えますが、いかがでしょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まさにご意見のとおりと考えております。今回の漏水調査業務とは別に、その2か所の部分の特定する調査も、今回の調査以外の部分でこういった調査方法があるかという部分も、専門の漏水調査を行っている業者に相談をして、幾つかの方法はちょっと試させていただいておりますが、ちょっと現時点ではそれでもその箇所特定には至っていないというのが現状となっております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 今期定例会に令和4年度水道事業会計予算、提案になっております。水道事業会計の4条予算において、国道4号上下水道管支障移転事業等で3億円を超える建設改良費が計上されていますが、これらの来年度予算の中での、今回の漏水調査との関連する部分はあるのか伺います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 令和4年度の当初予算、4条予算の中ではそういった漏水調査結果に基づく対応の工事費は計上しておりません。3条予算の中で修繕費として400万円を計上しておりまして、これは今回の調査結果に基づくものという特段のものではないんですが、突発的に出た漏水に対して速やかに対応できるように400万円ほどの修繕費を計上させていただいております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） そうしますと、4条の建設改良、これはあくまでも国道拡張に伴う本村関係の水道管の移設と理解してよろしいのか伺います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 主たる部分として、ただいま議員おっしゃったとおりでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 来年度での対応、理解いたしました。

3点目の有収率についてでありますけれども、平成29年度85.7%、平成30年度が80.3%と、現状より高い時期もあったわけでありましてけれども、先ほど答弁で平均で現状79.7%を推移しておるといって答弁でありましたけれども、給水開始から42年を迎える本村の水道事業の場合、年次的経過、単純にその辺から見た場合、他自治体の統計的な考え方から見て、本村の場合、どの程度有収率として目指すべきといたしますか、目標数値として考えるべきなのか、課長、いかがですか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 大変難しいご質問なんですけれども、有収率77.3%から今回の漏水調査の結果、対策しまして冬場のちょっと意図的に流している水を除きますと80%に近く回復しておるんですが、令和2年度の宮城県の有収率の平均値83.4%という数字になっております。ただ、大衡村の水道管の埋設の状況を鑑みますと、どうしても布設延長127キロメートルに対しての給水人口の割合ということを鑑みますと、やはり宮城県の平均値まで持っていくのは非常に難しいのかなとも感じております。

統計の数字の中で、給水人口の規模別の有収率というのも統計が出ておまして、この数字をちょっと今、お知らせしますと、大衡村が位置する給水人口5,000人から1万人未満という部分の全国平均の有収率が79.3%となっておりますので、この数字を見ますと、現段階でその規模別の平均ぐらいまでには回復することができたのかなとは考えております。

ただ、当然ながら議員ご質問のとおり、漏水量の部分、それだけ無駄に流しているという部分をできるだけ改善させるということは、当然ながら水道事業の経営において大変重要なこととなりますので、その辺はできるだけ有収率を高めるようにしたいなどは考えておりますが、この宮城県の平均値83%まで持っていくのはなかなか難しいのかなと考えておまして、ちょっと明確なお答えができなくて申し訳ないんですが、そのような考えでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 課長おっしゃるとおり、明確な数字は当然出せない。人口規模別と申しますか、5,000人から1万人人口規模であれば79%、県平均としては83.4%という答弁をいただきましたけれども、他自治体並みの回復と申しますか、県平均まで行かなくとも現状よりそれなりの回復することを期待したいと思います。

次に、アセットマネジメントの策定についてであります。村長答弁の中で人的面やら簡単ではなく、現状は必要情報の整備として、資産、施設台帳の情報整理中とのことですが、いろいろと難しい点、進めがたい点もあると思いますけれども、水道事業の将来を考える場合、現在の水道事業の価値観と申しますか、資産の状態や経営の健全度を適切に評価し、財政収支の見通しを踏まえた施設更新の財源を確保するなど、事業の実効性と申しますか、その辺を考えますと、やはり今以上に積極的に検討、計画する、アセットマネジメント策定の取組として、力を入れる必要があるのではと考えますが、村

長、これは村長から答弁をいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） アセットマネジメントですが、いろいろな難しいといいますが、今、実は近隣自治体の水道、下水道も含めてですが、に係る職員、大衡村は4人ということで答弁させていただきましたけれども、近隣では職員ですね、黒川地域は平均9人です。黒川地域。大郷町、大和町、富谷市。富谷はもちろん市ですからもっと、大和町もですね、大きいんですが、それで約2.3倍の人が携わっていると、職員がね。大衡村から比べて2.3倍であるということを、まずひとつご理解をいただきたいと思います。

参考までに申し上げますと、色麻町は9名、加美町は15名、加美町の場合は委託業者が10名含まれますけれども、15名であります。大体同規模の町、村、村はないんですけれども、町ですね。と言っても大衡村は小さいからね。大体14名、15名とか、山元町にも12名ですね、美里町12名、涌谷町8名というふうに、南三陸町も10名ということですね。もう10名以上いるわけです。職員がですよ、携わっている職員が。大衡村は4名ですから、アセットマネジメントの策定、もちろんそういったものをちゃんとしなければならぬんですけれども、どうしても日常の業務に追われて、先ほども答弁させていただきましたけれども、そこまで余裕を持ってできる体制には、今、なっていないというのが実情でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 日常業務があつてのことですので、いろいろ大変かなと思いますが、ぜひ人事面等も関係することありますので、水道事業の将来を考える場合に、ぜひ前向きに進めていただきたいとお願いするところであります。

アセットマネジメントの策定の推進と併せて、最近、全国的に頻発している地震災害を考える場合に、水道施設全体における耐震化といいますが、その辺についても検討を進める時期に来ているのではないかなと考えるわけでありましてけれども、耐震化等について、課長、その辺はいかがですか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ご指摘のとおりでして、ただ、更新計画と併せて、その更新をする際に耐震性のあるものについて入替えしていくというような形で、更新事業と耐震化事業を分けて考えるのではなくて、セットで更新を図っていきたいと考えております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2 番（佐野英俊君） 最後になります。村長、いずれにしましても、管路や施設の経年的な劣化、老朽化は避けられないと思います。今回実施した漏水調査、これを一つのきっかけとして、今後も断水することなく、安全、安心な水の供給が続くよう、ぜひ必要な方策、対策を引き続き講じられますようお願いし、最後にその辺、答弁をいただいて質問を終わります。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） まさしくこの漏水問題は、本当に佐野議員、取り上げられて我々も、いや、我々、私だけではなくて、一般住民の方々も、あるいは議員の同僚議員の皆さんも、多分ええっというように思ったのではないかなと。1日ドラム缶3,000本というお話ですので、ええっと思った人も、同じ議員の人方もですよ。我々もそうです。ええっ、そんなにかと思います。日本は安全と水はただだというような概念があるようであります。しかし、それはやっぱり考え直さなければ、安全にしてもあるいは本当に水もただではないんだということで、やっぱり今、そういった問題を提起されてみますと、もっともっと我々も注力をしなければ、力を注がなければ、この問題にね。と今、思うところでありまして、今後、漏水箇所の調査はもちろん終わったとはいっても、まだまだ恐らく3,000本ですからね、1日。多分隠れたところがあるのかなとも思いますので、もっともっと注視して、担当課はもちろんですけれども、そういった関連する皆さんで、ぜひそういったものを最小限に防ぐように、してまいらなければなど、今、意を新たにしたところでありまして、よろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） これで一般質問を終わります。

日程第3 同意第1号 監査委員の選任について

議長（細川運一君） 日程第3、同意第1号、監査委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読をさせます。事務局。

議会事務局（残間 頼君） 同意第1号、監査委員の選任について。

本村監査委員に下記の者を選任したい。

よって、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住 所 大衡村大衡字亀岡2番地12
氏 名 和泉文雄

生年月日 昭和30年7月18日

令和4年3月1日提出

大衡村長 萩原達雄

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） ここで、提案理由の説明を求めます。村長。

村長（萩原達雄君） 同意第1号、監査委員の選任についてご説明を申し上げます。

これまで代表監査委員として2期8年にわたりご尽力を賜りました渡邊保夫氏には、
今月12日で任期満了となります。改めて渡邊保夫氏に敬意と感謝を申し上げる次第であります。その後任の監査委員として、衡中地区の和泉文雄氏を選任することについて、
ご同意をお願いするものであります。

和泉文雄氏は、昭和30年7月18日生まれの66歳であり、昭和49年に大衡村役場へ奉職されて以来、平成28年をもって保健福祉課長を最後に定年退職し、その後、再任用職員及び会計年度職員として、議会事務局、健康福祉課を経験され、公務員生活48年の長きにわたり地方自治の振興に邁進されてまいられました。

和泉氏は、温厚誠実で地域住民の信望も厚く、社会的経験も大変豊富な方であり、監査委員適任者として選任いたしたく存じますので、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（細川運一君） お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑・討論を行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

これより、同意第1号、監査委員の選任についてを採決をいたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（細川運一君） ただいま表決権を有する出席議員は11名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に11番
佐藤 貢君、1番小川克也君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（細川運一君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れ、ありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じ、順次投票願います。

〔点 呼〕

〔投 票〕

議長（細川運一君） 投票漏れございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

直ちに開票を行います。11番佐藤 貢君、1番小川克也君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（細川運一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票
有効票 11票
無効票 0票です。

有効票のうち

賛成 11票
反対 0票であります。

以上のおおり、賛成が多数であります。したがって、同意第1号、和泉文雄君の監査委員の選任については、同意することに決定をいたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を1時といたします。

午後12時00分 休 憩

午後 1時00分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（細川運一君） 日程第4、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてと、日程第5、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第4、諮問第1号と日程第5、諮問第2号の2件の議案を一括議題といたします。

議案を朗読させます。事務局。

議会事務局（残間 頼君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

住 所 大衡村大瓜字四反田50番地1

氏 名 加藤恵美子

生年月日 昭和35年11月27日

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について

住 所 大衡村大瓜字下南沢130番地

氏 名 作並ゆきの

生年月日 昭和40年10月29日

令和4年3月1日提出

大衡村長 萩原達雄

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） ここで、提案理由の説明を求めます。村長。

村長（萩原達雄君） 諮問第1号並びに諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦についてのご説明を申し上げます。

人権擁護委員4名のうち、令和4年6月30日をもって3年間の任期が満了する2名の

委員について、新たに候補者として推薦をいたすものであります。

諮問第1号の加藤恵美子氏は、昭和35年11月27日お生まれの61歳であります。加藤氏は昭和58年に小学校教員となられてから、38年間にわたり学校教育一筋に携わられた方です。

次に、諮問第2号の作並ゆきの氏は、昭和40年10月29日お生まれの56歳であります。作並氏は、平成19年から23年までの4年間、大衡村議会議員としてご活躍され、地方自治等の発展に寄与された方です。

お二人とも、地域住民からの信望も厚く、温厚誠実で社会的経験も豊富な方であり、人権擁護委員適任者として推薦いたしたく存じますので、何とぞお認めをいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（細川運一君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を行わず、直ちに採決をいたします。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、これより諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決をいたします。

本案の被推薦者である加藤恵美子氏を適任と認めることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、諮問の加藤恵美子氏を適任として答申をすることに決定をいたしました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案の被推薦者である、作並ゆきの氏を適任と認めることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、諮問の作並ゆきの氏を適任として答申をすることに決定をいたしました。

日程第6 議案第4号 大衡村公共施設整備基金条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第4号、大衡村公共施設整備基金条例の制定についてを

議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは議案書4ページをお開き願います。

議案第4号、大衡村公共施設整備基金条例の制定について。

大衡村公共施設整備基金条例を別紙のとおり制定する。

よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

説明は議案第4号別紙5ページをお開き願いたいと思います。

今般の議案第4号、大衡村公共施設整備基金条例の制定につきましては、今後の老朽化等に伴う公共施設全般の整備を見据えた基金を新たに設置するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、上程条例を制定するものです。

また、新たな基金の設置に伴い、目的が重複、あるいは目的を達成したと思われる大衡村土地開発基金、地域振興整備基金、ふるさと創生基金につきましては併せて廃止するものです。

それでは条文の説明になります。

第1条は、基金の設置に関する規定で、公共施設の整備等の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、大衡村公共施設整備基金を設置するものです。

第2条は積立てについての規定で予算で定める額の範囲内で基金に積立てするものです。

第3条は管理についての規定で、2項立てとなっておりまして、第1項につきましては、基金に属する現金のほかについて金融機関への預金その他最も確実、かつ有利な方法により保管しなければならないと定めており、第2項につきましては今後の資産運用等を考慮し、必要に応じて最も確実有利な有価証券に替えることができる旨を規定したものです。

第4条は、運用収益の収入についての規定で他の基金と同様に、基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入することを定めたものです。

第5条は、処分についての規定で、村長は基金の設置の目的のために要する経費の財源に充てるため基金を処分することができるもので、基金の目的であります施設の更新や改修など、公共施設の整備に充てる場合のみ取り崩すことができる旨を規定したものと

です。なお、この基金を充てる事業につきましては、施設の大規模改修や、新設、更新などの多額の費用を要するものを想定しております。

第6条は繰替運用についての規定です。

第7条は委任規定でございます。

附則になります。次の6ページをお願いします。

第1項施行期日は公布の日からとするものです。

第2項は、新たな基金設置に伴い、廃止する基金の第1号で、大衡村土地開発基金条例、第2号で地域振興整備基金条例、第3号でふるさと創生基金条例を、令和4年3月31日で廃止するものです。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。石川 敏君。

3番（石川 敏君） 新たに公共施設の整備に必要な基金ということで、制定するというところで趣旨については理解するものであります。それで今現在の土地開発基金、それから地域振興整備基金、ふるさと創生基金、それを廃止してつくるということですが、この3つの今現在の基金の残高、土地開発基金については、土地の分と現金の分とあるわけですが、それぞれの今の残高をお聞きしたいと思います。

それから、土地開発基金について、土地と現金分ですが、土地の部分はどのように処理されるのか。その辺も併せて伺います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） ただいまご質問ありました現在の土地開発基金、あとはふるさと創生基金、あと地域振興整備基金の現在高ということでございますけれども、今回の今議会の3月補正予算、こちらのほうの一般会計の補正予算の歳出において、歳入と歳出、予算を補正させていただく予定となっております。

今回の基金の廃止によります、まず土地開発基金でございますけれども、一般会計で買い戻すということでございまして、合わせまして2億2,814万7,683円となっております。

地域振興整備基金につきましては、現在高で1億7,007万8,000円、あとふるさと創生基金につきましては2億5,722万円でございます。

それでこの3基金を合わせますと、6億5,500万円ほどとなっております。

そして、土地開発基金の、現金と土地につきましてちょっとお待ちください。

失礼しました。まず現金部分につきましては、1億2,040万6,556円となっております、土地分につきましては、帳簿価格で1億624万5,780円となっております。（「面積はわかりますか」の声あり）

失礼いたしました。土地の面積が6か所ほどございまして、合わせまして2万692.98平方メートルでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 土地開発基金については、買戻して、全部現金化して新たな基金にそっくり積立という方法だと思いますけれども、確かに補正予算で財調と今回の新しい公共施設整備基金、今の残高そのままそっくり移行するというので、公共施設のこの基金については、3億円の金額で残りが財調に積立ということになると解釈しましたけれども、今回新しい基金をつくって、大規模な公共施設の改修なり更新なりに要する経費に充てるということですが、今回3億円を積み立てて、いろいろ公共施設の整備、今後、いっぱいかかってくると思うんですけども、3億円でどこまで足りるか分かりませんが、いずれにしてもやはりある程度、毎年積立てたりなんなりしていく必要もあるのではないのかなと思うんですけども、その辺の考え方、あるいは決算時点で積むとか、財調みたいにですね。そういった考えというのはどうなんですか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

今般、その3つの基金を廃止して、今、議員おっしゃるとおり財調の基金と、新たな公共施設の整備基金、そちらに振り分けるということでございまして、この金額ですけれども今般3億円にしたのは、今回3基金合わせますと、廃止が6億5,500万円ほどになりますので、半分程度というような考え方でございますし、今、議員おっしゃるとおり、当面今回は3億円ですけれども、当面は毎年毎年、その予算状況にもよりますが、積立てが必要かなと思っております。

それにつきましては、昨年の3月に策定いたしました個別施設計画もございまして、そのときにお示しさせていただいたのが、今後、公共施設の整備、改修なり10年間の予想、50億円かかるというような試算になっております。単純計算ですと、50億円ですので年間5億円ということでありまして、今般整備いたします給食センターの関係もありまして、そちらにつきましては9条の基金を積み立てて、何とかやりくりしていくとい

うこともありましたけれども、今後予定されておりますのが中学校、あとは庁舎等、軒並み、公共施設の改修をしなければならないというようなことが続きますので、議員おっしゃるとおり、毎年計画的に積み立てていきたいという考えではあります。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 今回の条例制定については理解いたしますけれども、先般の総務民生常任委員会でこの条例制定については説明あったものと理解していましたが、先ほどの目的を達成したゆえに、3つの基金を廃止する、これの基金、持ち金といいますか、トータル額6億5,500万何がしという説明でしたが、常任会の際は5億4,692万9,000円という数字が上がっておったんですが、この差異、何かあると思いますが、説明願います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） ご説明いたします。

2月の常任会でお示ししました、まず土地開発基金、こちらの1億2,000万円につきましては、現金分での金額ということでお示しさせていただきました。土地の分の帳簿価格で、一般会計で買戻しする分については加えていない額でございましたので、その辺についてはそのようにご理解いただければと思います。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 地域振興整備基金1億7,000万7,000飛び飛び6万6,000円の数字だと、今、資料見たんですが、さっき課長の説明は同額でしたか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 先ほどご説明いたしましたのは、1億7,007万8,000円、利子分の計算上でこのような記載でございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 大衡村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第7、議案第5号、大衡村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは、議案書は8ページ、新旧対照表は1ページをお開き願いたいと思います。説明につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げます。

大衡村個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

第2条の定義でございますけれども、第2条第1号のアの部分の行政機関の保有する個人情報の保護上、保護に関する法律第2条第3項を、個人情報保護に関する法律第2条第2項に改めるものでございます。

議案書の8ページに戻っていただきまして、附則といたしましてこの条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

この条例の改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人情報保護条例の改正等がなされたために、村の条例を改正するものでございます。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第8、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 議案書については10ページをお開き願いたいと思います。新旧対照表は3ページをお開き願います。新旧対照表にてご説明を申し上げます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第2条第3号のアの部分でございますけれども、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員、この部分を削除するものでございます。それに伴いまして現行のイ、ウについてがそれぞれ引き上がるものでございます。

この件に関しましては、任命権者を同じくする指定職が引き続き期間が1年以上である非常勤職員、この部分を撤廃することによって、任命当初からいわゆる育児休業を取得できるような条項に緩和するものでございます。あとはそのアでございますね。改正後のアでございますけれども、いわゆる更新、満了すること及び指定職に引き続きというものを、引き続き任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない非常勤職員と改めるものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

第17条でございます。部分休業することができない職員の部分でございます。これについても、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める職員、非常勤職員という形に改めるものでございます。

そのほか、21条、22条、23条をそれぞれ追加するものでございます。21条については妊娠または出産等について申出があった場合における措置等の部分を追加するものでございます。あとは、22条については勤務環境の整備に関する措置、具体的には、育児休業に関する研修の実施ですとか、相談体制の整備、あとは環境整備に関する措置、あとは23条は委任事項の委任条項の追加でございます。

議案書10ページにお戻り願いたいと思います。

この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。この条例の改正につきましては、令和3年8月の人事院勧告の中における措置でございます。妊娠出産、育児等との仕事の両立性のために講じる措置ということで、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和などの措置を令和4年4月1日で施行しなさいというような国のほうの国家公務員法の改正がございまして、同様の変更、改正を市町村単位でも行うという形になっているものでございまして、本条例の改正とするものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。小川克也君。

1番（小川克也君） 第22条、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするためにについてちょっとお聞きしたいと思います。

1 から研修の実施とありますが、どのような形で行っていくのか、また2の相談体制、誰が相談役となっていくのか、また窓口等そのようなものがあるのか。また(3)のその他、勤務環境の整備に関する措置とありますが、その3点について詳細を伺いたと思います。

議長(細川運一君) 総務課長。

総務課長(佐野克彦君) こちらのほうの勤務環境の整備に関する措置でございますけれども、まだ具体的には決定してございませんが、一応こういった方向でやりたいという部分ではある程度の方向性が決定してございます。

育児休業に関する研修の実施、これはいわゆる専門の方を呼んだらいいか、それとも庁内で研修をしたらいいかという形もございますけれども、できれば外部というか、そういった部分での研修を実施したいとは思っているところでございます。

あとは、勤務、相談体制については、今から決定するわけでございますけれども、今現在、セクハラ相談員、あとパワハラ相談員という、庁内の相談員がございまして、それを軸とした形で、課長補佐級ですかね、あとは保健師等々が入って、そういった相談体制を確立してございますので、同様なものになるのではないかなと思っているところでございます。

あとは、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置、これについてはどういったものが想定されるか、ちょっとこれから検討はしたいと思いますけれども、上記のいわゆる研修体制及び相談体制の整備も充実を図っていきたいと考えているところでございます。

議長(細川運一君) 小川克也君。

1番(小川克也君) 課長答弁のように行っていくことによって、育児休業を取得しやすい環境が取られるのではないのかなと思います。なお、育児休業の申請をしづらい環境では、条例制定しても意味がないと思います。課内での雰囲気づくりも大切かと思いますが、それはどのように考えているか伺いたと思います。

議長(細川運一君) 総務課長。

総務課長(佐野克彦君) 今現在、育児休業、育休ですかね、している職員3名ですかね、3名ほどおります。あと、過去には男性への育児休業等もございます。ですので、今、小川議員おっしゃったとおり、その職場の環境ですかね、より取りやすい環境づくりというのは当然重要になってくると思いますので、そこら辺についても十分注意しながら、

留意しながら考えていきたいと思っているところでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第9、議案第7号、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に
関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは議案書は12ページ、新旧対照表は6ページをお開き願いた
いと思います。説明については新旧対照表6ページでご説明申し上げます。

議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございます。

第6条の部分でございます。第6条第3項中100分の167.5を100分の162.5に改めるも
のでございます。

議案書12ページをお開き願いたいと思います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただ、い
わゆる令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置、これが肝になってくるもの
でございます。令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の議会議員の議員報酬、
費用弁償及び期末手当に関する条例第6条第3項の規定による改正後の条例の規定にか
かわらず、算定される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に
100分の167、167.5分の10を乗じた額を減じた額、以下、とすると。この場合において
調整分が基準額以上となるときは、期末手当は支給しないと。要は、昨年12月に期末手
当が減額されるものを、今回6月の部分で、6月の期末手当で減額するといった内容で
ございます。

ですので、実際、162.5という率ではありますけれども、実際の減額幅というのが

162.5と、減額幅でございませぬ。100分の167.5から100分の162.5に改めるものでございまして、実際に162.5とありますけれども167.5の分の10を減じた価格という形での減額幅となるものでございます。

これについては、令和3年8月の人事院勧告に基づく措置でございまして、本来令和3年12月の期末手当で減額の予定でございましたけれども、新型コロナウイルス感染症で傷んだ経済への影響を考慮して、12月の期末手当に反映させない措置となったため、今般6月の期末手当で減額するという形になったものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第10、議案第8号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは議案書は14ページ、新旧対照表は7ページをお開き願いたいと思います。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。この改正につきましても、議会議員の議員報酬と同じでございまして、率も同じでございます。100分の167.5を100分の162.5とするものでございます。

14ページをお開き願いたいと思います。議案書です。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

これにつきましても、令和4年6月に支給する期末手当、期末手当に関する、特例措

置といたしまして、議会議員と同様、期末手当、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じた額を減ずると、減じた額で支給するというものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第11、議案第9号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 議案書は16ページ、新旧対照表は8ページをお開き願いたいと思います。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。

第19条、期末手当に係るものでございます。第19条第2項で100分の、期末手当の基礎額に100分の127.5を乗じた額を、期末手当基礎額に100分の120に率の変更、100分の7.5を減額をした形での改正でございます。

なお第3項につきましては、再任用職員の部分でございます。100分の120、一般職員ですね。100分の120とあるのを100分の67.5と読み替える適用でございます。実際、一般職員の部分については、100分の15%減額されるという形になっております。特別職といわゆる議会議員については100分の10、一般職は100分の15減額という形になります。

16ページをお開き願いたいと思います。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。この条例に、つきましても、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置がございまして、真ん中辺りでございますが、令和3年12月に支給された期末手当の額に、次に掲げる職員のそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額を減額するという形でご

ございます。(1)といたしまして、再任用職員以外の職員については127.5分の15の減額と、あと再任用職員については100分の72.5分の10を減額するという形になるものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第12、議案第10号、大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

総務課長（佐野克彦君） それでは、議案書は18ページ、新旧対照表は9ページをお開き願いたいと思います。説明については新旧対照表にて行います。

大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

附則の第4項の部分を、新たに付け加えるものでございます。

第4項でございますけれども、令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の規定にもかかわらず、これらの規定による算出される期末手当の額から、これも令和3年12月に支給された期末手当の額に100分の11.25を乗じて得た額を減じた額とする。会計年度任用職員については、11.25の減じた額を行うという形になるものでございます。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しないというものでございます。

議案書18ページをお開き願いたいと思います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第13、議案第11号、大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） 議案書は20ページ、新旧対照表は、10ページをお願いいたします。

まず初めに、改正内容に一部誤りがありましたので、削除をお願いいたします。議案書は20ページの議案第11号、別紙になりますので、お願いをいたします。改め文の上から3行目の第2条第2項から第4項までの規定中、並びにを及びに改めるの改正文ですが、改正の必要はありませんでしたので、こちらについては削除をお願いいたします。また削除によりまして新旧対照表を10ページに係る正誤表を先ほどお配りをさせていただきましたので、よろしくをお願いをいたします。お手数をおかけいたしまして、大変申し訳ございませんでした。

それでは今回の改正理由と改正内容についてですが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律、並びに地方税法等の一部を改正する法律が改正されたことに伴いまして、6歳以下の未就学児の被保険者均等割額の軽減措置が講じられたこととなったため、子供、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る被保険者均等割額を半額とするもので、基礎課税額の医療給付分と、後期高齢者支援金等課税分のそれぞれを減額する改正となります。

また、あわせまして、条例中の規定の明文化による文言の整理や、項ずれ等の所要の規定を整備を行うものでございます。

改正分につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表を11ページから27ページとなります。それでは、11ページをお願いいたします。

第3条から第5条までは見出しの改正でそれぞれ基礎課税額のを追加し、規定の明確化をするものです。また、第5条、(1)の第1号は項ずれによる規定の整備をするものです。

次のページをお願いいたします。

第6条は不要な規定の削除を、第13条は、所要の規定整備をするものです。

次のページをお願いいたします。

第23条は、(1)の第1号から17ページの(3)の第3号までは、項ずれの整備と規定の明確化をするものです。17ページの第2項は、今回の主な改正項目となるものですが、法規定の新設に合わせまして新設するもので、未就学児の被保険者に係る減額後の被保険者均等割額についての規定を追加するものです。

18ページをお願いいたします。

まず、(1)の第1号、基礎課税額の医療給付分についてですが、アは7割軽減を受ける世帯で7,200円から3,600円に、イは5割軽減世帯で1万2,000円から6,000円に、ウは2割軽減世帯で1万9,200円から9,600円に、エは軽減なしの世帯で2万4,000円から1万2,000円に、それぞれ減額後の課税額は記載の金額となります。

なお、次の(2)の第2号は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額に係る規定ですが、こちらもそれぞれ減額後の課税額は記載の金額となります。

次に、23条の2ですが、次の19ページをお願いいたします。

こちらは、項ずれ等の所要の整備をするものです。

次に、附則ですが、こちらは各種所得に係る課税の特例関係になりますが、第3項から27ページの第14項までの改正部分につきましては、項ずれによる規定の整備をするものです。

それでは議案書に戻っていただきまして、21ページ、議案第11号別紙をお願いいたします。

附則についてです。

第1項の施行期日です。公布の日から施行するものでありますが、ただし書以降の部分につきましては、令和4年4月1日から施行するものです。

第2項の適用区分は、改正後の大衡村国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後

の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

なお、今回の改正によりまして、対象者の人数の見込みといたしましては、今後、転出転入、出生などの異動にもよりますが、約10名ほどのお子さんが対象になるものと見込んでおります。

また減額の金額につきましては、国が2分の1、県が4分の1、村が4分の1でそれぞれ負担することとなります。

説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 大衡村青少年交流館条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第14、議案第12号、大衡村青少年交流館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 議案書については23ページでございまして、新旧対照表は28ページになります。

すみません。資料の訂正をお願いいたします。データのほうは入れ替えておりますので、新旧対照表のほうですね、30ページになります。中央のほうにある別表（第5条関係）の下ですが、施設使用料、（1団体）、（略）と、加えていただきたいと思います。新しいほうと古いほうどちらにもなります。それから、表の下に備考とあるんですが、その備考のところアンダーラインが入ります。

すみません、大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案第12号別紙でございます。新旧対照表でお話しします。ページは28ページになります。

大衡城青少年交流館条例の一部を改正する条例でございます。

これまで指定管理にお願いしておりましたが、令和4年度から村直営で管理運営を行いますので、条例の一部を今回改正するものでございます。

第3条を次のように改めるものです。

第3条管理の規定でございまして、大衡城青少年交流館は、大衡村教育委員会、（以下、教育委員会という）管理するということになります。それから第4条から第6条までを削ります。第7条第2項を削りまして、同条を第4条とします。第8条中、指定管理者を村長に改め、同条を第5条とします。第9条第1項のただし書及び第2項のただし書中、指定管理者を村長に改めまして、同条第3項を削りまして、同条を第6条とします。第10条第1項中指定管理者を村長に改め、同条を第7条とします。第11条を第8条とし、第12条を第9条としまして、第13条を第10条といたします。

別表中、（第5条関係）を（第6条関係）に改めまして、宿泊料の表を削るものでございます。利用に関しましては、平日の午前と午後のみとしまして、宿泊につきましては旅館業の許可を取得しておりませんでしたので、宿泊は行いませんで、今後、運営してまいりたいと考えております。

附則、この条例は令和4年4月1日から施行する。でございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 別表、第5条とありますが第9条関係の宿泊料の削除廃止について、関連しての質問です。

先日の全員協議会での説明で、保健所から旅館業法違反の指摘という説明がありましたけれども、当時違反報告を村として、保健所に提出、違反報告について文書で報告、そのたたき台素案を出しているという段階までの報告がありましたけれども、その後の動向について動きについて、もし報告すべきことがあれば、伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） この関係の報告書を1月末まで提出ということで一度提出しまして、何回か4回ほど校正が入りまして、手直しが入りまして、先週の金曜日に保健所から連絡がありました。最終の内容でオーケーだということで、これで公印をつけて出

してくださいということの電話がありました。今後、今週になります、決裁を受けて持参しての提出になります。宮城県知事宛てになります。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 最終版、保健所から県知事宛て、村長名でその提出、この内容でという決定に至ったと理解しますが、もし内容、概要について報告できるのであれば伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 内容でございますが、題目は報告書という形になります。

1番から営業者の氏名が入りまして、施設の名称、青少年交流館になります。違反を指摘された日時と場所が入ります。これが去年の12月27日に分かりました。

次に、違反と指摘された事項を記入しまして、一番なのは宿泊料を取っているかどうかが一番の旅館業法に引っかかる、係る分になるということでした。それから、違反となった経緯と原因と理由を記入しております。それから、講じた措置、それから今後の方針についての報告が求められております。

前に行った全員協議会の資料の内容も、あの内容にこの内容と合っているというか、内容が同じような形になっています。ただ項目がもっと増えているということでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 最終的に法律違反ということで、今回最終的に報告書を出した、出す、それに対するおとがめについては、まだまだ時間がかかると思いますので、その辺も必要に応じて議会側にも報告していただきたいと考えます。以上です。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。小川克也君。

1番（小川克也君） 令和4年度から、村直営で管理運営ということでの条例一部改正だと理解しますが、宿泊料、さっき別表の使用料を削るということは、削るという表がありますが、削るということは宿泊をしないということで、理由としては、申請を受けていなかった。旅館業法を取っていなかったということで理解してよろしいでしょうか。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 宿泊料を取ることに伴う宿泊はできませんので、それが一番の理由になりますが、老朽化も含めての今後の運営になります。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 老朽化も原因かと思いますが、今後、大衡城、申請をすれば旅館業法は取れるものなのか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 1 月の中旬に保健所の方がお見えになったとき、施設も見ていただきました。許可のほうは、施設は大丈夫だろうというお話を受けたんですが、建築確認の確認書や消防署の届出関係書も必要ですし、そういった関係で取る場合は、最短で1か月というお話を受けています。取る場合については。ただ、書類で引っかかるのが結構あるということで、建物は大丈夫でも、書類でちょっと時間がかかるというのが多いというお話がありました。民泊とか、そういう申請があった場合でも、1か月で取れないというのが結構多いというお話は何いしました。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 大衡村下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第15、議案第13号、大衡村下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書は25ページになります。説明は新旧対照表でご説明させていただきます。31ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、責任技術者認定試験の委託先を一般財団法人宮城県下水道公社から村長が委任するものに改正するもので、条例第5条の8、第1項の改正になります。

改正理由といたしましては、現在、責任技術者認定試験を委託しております宮城県下水道公社が今月末をもって解散することから、委託先の変更が必要になったため、令和4年度以降の委託先につきましては、県内全ての市町村が、宮城県建設センターに委任する予定となっているものでございます。

議案書25ページに戻っていただきまして、附則といたしましてこの条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第14号 大衡村21世紀の田園文化創造基金条例を廃止する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第16、議案第14号、大衡村21世紀の田園文化創造基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 議案第14号、大衡村21世紀の田園文化創造基金条例を廃止する条例の制定についてをご説明いたします。議案書につきましては27ページ、議案第14号別紙でご説明いたします。

大衡村21世紀の田園文化創造基金条例を廃止するもので、議会の議決を求めるものでございます。

この基金につきましては、緑豊かで活力ある大衡の田園形成のため、地域活動の強化、支援を図ることを目的に、平成5年12月27日に設置されたものでありまして、これまで、リモコン式除草機の購入や有害鳥獣対策としてのワイヤーメッシュ柵の設置作業の報奨金、ため池の改修工事等の費用として、活用してきたものでございます。

今般、基金の整理統合などの検討のほか、有効に当該基金を活用し、今年度末において基金を使い果たすこととなることから、基金設立の趣旨を達成したものと判断をいたしまして、今般、基金の廃止についてご提案をさせていただくものでございます。

なお附則といたしまして、令和4年3月31日、今年度、令和3年度末をもって廃止するものであります。

以上、ご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 今回の課長の説明で、この基金で草刈り機の購入だったりワイヤーメッシュの補助ですか、に充てていたということですが、役割は果たしたということでの廃止ですが、今後そういった事業なりワイヤーメッシュ柵に対する支援というものは、一般財源で行うという考え方でよろしいですか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 基本的にはそのように考えております。

議長（細川運一君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第15号 財産の処分について

議長（細川運一君） 日程第17、議案第15号、財産の処分についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは議案書は28ページになります。

別冊でお配りしております議案説明資料も、一緒にご覧いただきたいと思っております。

まず初めに、議案書のご訂正方をお願いいたします。

28ページ議案第15号のここで、相手方に記載があります、代表取締役丹波紀人の丹波の波、波になっておりますが、こちらは羽でございました。こちらは羽でございますので、そちらにご訂正方をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

議案第15号、財産の処分についてご説明いたします。

下記財産を処分することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

1、不動産の所在地、種別、数量です。所在地は大衡村大衡字糸繰11番地1、地目は雑種地です。面積は2,393平方メートルのうち、1,955平方メートルです。

2の処分目的です。当該地周辺地区住民から要望のあった宅地開発用地としてでございます。

3の不動産評価額でございます。1,837万7,000円でございます。

4の譲渡予定価格でございますが、こちらは586万5,000円でございます。不動産評価額と比較いたしますと、1,251万2,000円減での586万5,000円が譲渡予定価格となっております。

5の相手方でございます。名古屋市名東区一社3丁目7番地、株式会社ユニホー、代表取締役、丹羽紀人。

6、譲渡予定年月日、令和4年3月31日予定でございます。

こちら、議案説明資料をご覧いただきたいと思っております。

1ページでございますが、こちらが先ほど説明申し上げました当該区域の計画図でございます。こちらが全角で13区画の予定でございます。

2ページをご覧いただきたいと思っております。

2ページが色分けしてございますが、村有地のエリアを色分けしてございまして、先ほどお話、説明させていただきました、2,393平米のうち、赤系で着色しておりますのが、払下予定地の1,955平方メートルにわたる部分でございます。青紫の部分については残地として大衡村の土地として残る部分でございます。

今般の議案の提案理由でございますけれども、こちらにつきましては海老沢地区の宅地開発に伴います村有地の払下申請が民間事業者よりありましたので、今般、払下げ、財産の処分についてご提案をさせていただいたものです。海老沢地区開発に係るこれまでの経過につきましては、平成29年9月に地域住民の方々より、村道の拡幅について要望があり、村といたしましては海老沢地区は市街化区域でありながら、未活用の土地が点在している状況にあり、道路拡幅のみ先行した場合、村道と接道しない活用困難な土地が生じてしまうことが想定されたことから、道路整備については面的整備と併せて行うべきと考え、地権者の方々に道路拡幅と併せて土地活用の検討について提案をさせていただき、平成29年11月から平成31年2月までの4回、村と地権者の方々とで勉強会を実施してきました。その後、令和元年8月には地権者の方々から、村に対し土地利用に関する要望書が提出され、それ以降につきましては、民間事業者と地権者の方々とで勉強会等を継続された結果、民間事業者から海老沢地区で宅地開発事業自治体棟の申出があり、このたび開発区域内の村有地について払下申請があったものです。

払下価格につきましては、先ほどご説明申し上げました通常の払下価格の基となる不動産評価額と比較しますと3分の1程度となりますが、隣接の民有地と同単価ということでもあり、村といたしましては、先ほど申し上げました海老沢地区の地域の特殊性と合わせまして、人口減少社会を迎える中で定住促進策として有効ではない方の判断から、今回ご提案をさせていただいたものでありますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 1件というか、今回払下げの、別紙のほうで説明がございましたけれども、この中で払下げしたところが、赤茶色のところであって、その青紫のところは残地として残るといような形になるのかなと思うんですけども、この差異が発生した理由、全面積が最初の1ページだと土地の利用計画図ですと全面積を宅地としての利用になっていくのじゃないかと思うのでその差異が発生した理由を説明願います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） この残地が生じる理由につきましては、ちょっと2点ほどございまして、1点目につきましては1ページの計画で見ていただきました水色で着色している部分、こちらが水路の敷地となりまして、この部分は隣接する既存宅地等の表面排水等もありますので、こちらは村の敷地として残したいという考えでございまして、

もう一点は、この敷地の中ほど、2ページの中ほどに、この白く白抜きになっている部分がございます。こちらがまだ民有地で、まだ買収に至っていないという区域でありまして、こちらは当該所有者の方の相続等の関係から、開発者がまだ買収できていないという状況でございまして、開発の区域エリアには入っておりまして一緒に整備はするものの、将来的にその白抜きの部分の身内の方が、この周りの青紫の部分ですね、そういうちょっと残る部分についても、将来払下申請があるものということで、今般はその部分は払下区域から除いたものでございまして、

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） これを見ますと、開発計画図のほうですと、先ほどのところ、青紫に残っているところは、道路になったりと、あと水路ということですか。そうすると管理は村ですという考え方でよろしいのでしょうか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） そのとおりでございまして、

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 今回の開発、民間事業者による開発で、市街地における定住化促進、人口の増から、財産処分については理解するものでありますけれども、隣地民有地等の単価の関係で増額という説明もありましたが、聞くところによりますと、海老沢地区の宅地開発、当初予定面積より何か狭まったとも聞いておりますが、全体事業費に事業費の収支計画書といたしますか、その辺は今回の財産処分申請に対して、業者のほうから全体事業費の収支計画やらは、提出されておるのでしょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回の払下单価3,000円ということで、その根拠となる事業費の収支の計画書につきましてはこちらに提出いただいております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 民間事業のことですので、赤字を抱えてまでやることはないと思いますけれども、申請を受けた村としては、採算性とんとんといいますか、そういう中で単価設定の考え方が出てきたのかなという想像するわけですが、相手方事業主の採算性からしても妥当という判断をしてよろしいか、その辺最終的に確認したいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） はい、そのとおりでございまして、当初、民間事業者で見込んだ数値よりも、実際の計画を詰めていった場合に、その収支の部分が収支上厳しい方向に働いた要因もあるんですけれども、事業者としても、ここまでいろいろ地域の方々と検討してきたという経緯もありますので、何とか厳しい状況の中でも進めたいと判断した経緯もありまして、村としても、妥当と判断したものでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） この土地利用計画図で何区画か計画があるんですけども、1区画については民地分も含まれていて、今回は払下げしないということですが、これ、民地の分が宅地としての買収になった暁には、村有地分も合わせて払下げする予定なものか、それ1点と、あと道路用地も計画されていますけれども、用地としてはこの道路用地分も含めて今回払下げなんですけれども、将来、道路の維持管理等はどのようになるものか、2点伺います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず1点目の民有地として残る部分につきましては、その部分

は将来の払下予定として、宅地として払下予定と考えてございます。2点目の道路用地の管理の関係でございますが、宅地開発をして整備が終わりましたら、村のほうに移管ということでございますので、村で管理するということになるということでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 宅地については了解しました。道路用地、将来村で移管されて村で管理となれば、それは所有権も含めてということになるものか。どうなんでしょうか。道路のただ、村道と認定して維持管理ということになるのか、その辺の見通しはどうなんでしょう。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 土地用地自体も所有権を村のほうに移転をして帰属されるという形になります。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 所有権も村に移すということになると、無償で寄附を受けるというような形なんですか、確認したいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） はい、そのとおりでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 関連になりますけれども、相続の関係で買収にならない、なっていない白い部分、この図でいきますと、この部分についてはどのくらいの期間の場合、相続の登記とかいろいろな部分がかかるものと見ているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ちょっと個人の相続の問題でして、今回開発に当たりまして土地の境界の確定、あるいは施工の同意の進めているところで、そちらのほうはご理解をいただいている状況でございますが、相続の方向性につきましてちょっと、まだ村としては把握しかねる状況となっております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） やはりこの図面を見ますと、その部分だけぽんと空いているような状況で、やはりなるべくならそれを早めにかというか、相続の関係なのでこれは何とも相手方にもよるとは思うんですけれども、その部分を行政側としても働きかけて、やっていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 相続の関係はちょっとデリケートな部分もありますので、慎重な対応が必要かなと思うんですが、宅地造成の計画の中には入っております、仕上がりとしては1つの宅盤に仕上がるような形になりますので、環境的なものとしては問題なく整備されると考えております。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第16号 他の普通地方公共団体の公の施設を住民が利用することについて

議長（細川運一君） 日程第18、議案第16号、他の普通地方公共団体の公の施設を住民が利用することについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 説明につきましては子育て支援室長よりご説明申し上げます。

議長（細川運一君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 議案書29ページをご覧くださいまして、議案第16号、他の普通地方公共団体の公の施設を住民が利用することについて、ご説明申し上げます。

こちらにつきましては、保護者の子育てと就労の両立の支援及び安心して子育てができる環境を図るため、児童、満1歳から小学校3年生までの児童が病気の回復であり、集団保育が困難な児童及び幼児が病院等に敷設された専用施設で一時的に保育を行う大和町病後児保育室を広域利用するため、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、別紙協議書のとおり大衡住民が利用することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

協議書については、30ページをお願いいたします。

第1条として、広域利用施設の所在地、宮城県黒川郡大和町吉田字北谷地1番地の1、

名称、大和町病後児保育室となっております。

第2条、遵守事項、第3条、利用の手続、第4条、利用料、第5条、経費負担、2項立てとして定めております。最後の6条でございますが、広域利用開始は、令和4年4月1日からとなります。なお、この協議書につきましては、大和町、富谷市、大郷町、大衡村の4市町村で締結するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） この施設につきましては、黒川病院の駐車場のところに、着々とできているのは目にしていたわけです。ただ、これは大和町で設置して、黒川4市町村が利用させてもらうというような、最初からの計画であったのかどうかということを、まず一番最初に伺いたいと思います。

それから2番目に利用料ですか。1日1人当たり2万5,000円という、これ市町村負担ということですが、大分高いんですが、やっぱり何年間というかそういった見通しみたいなものとかあつての計画なんですか。

議長（細川運一君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） このお話が初めに出了のが平成29年の4月頃ということで認識しております。そのときに初め、それぞれの自治体で設置をする方向でいたんですけども、その話合いの中で、4市町村共同での施設設置にしようということで協議を行い、共同設置をすることになりました。

それで施設の利用料なんですけれども、村負担として2万5,000円ということで常任委員会にお示ししたんですけども、こちらのほうですが、年間、施設の維持経費がございまして、そちらから国と県の交付金を引いた額を4市町村で算出をし、4つで割って、それをまたさらに1日大体利用人数が何名ということで算出をすると、1日当たりの単価が、2万7,000円になるという算出ができました。それで、利用者に関しては、生保の方以外は2,000円を手出ししていただき、それ以外の2万5,000円を村として、各利用した人数に掛けて、負担料として年度末に支払うものということで、協定、お話しをさせていただきました。

そしてこちらの利用料金の今後の見通しということなんですけれども、もし人数が増えてきたら、もう少し利用者がどんどんどんどん増えてきたら、改正する、料金の改定とかもあり得るかもしれませんが、取りあえずはこの2万5,000円で今後もやっ

ていましてということでお話合いがございました。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 今のお話でもやっぱり4市町村で、金を出し合っという設備を造らなかった理由がちょっと分からないんですね、1つはね。それからもう一つ、これが収容人員といいますか、預かれる人員の限度といいますか、そういったものを、今、室長から増加の傾向もあるんじゃないかという話がありましたけれども、そういった見通しというものは、各市町村集まって計画なりなんなりに参加していたものかという意味も含めてお伺いします。

議長（細川運一君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 4市町村で共同でお金を出してというところの設置のほうで初めお話をしていたんですけども、県に補助金の活用について問合せをしたところ、事業主体を共同とした場合には補助金が対象となりませんよという回答をいただきました。

そういうことで、設置方法について、再度4市町村で検討した結果、財政負担の軽減を図るために、国の子供子育て支援整備事業交付金を使って、その制度を使って設置するためには、大和町が事業主体ということに設置となって、あとは、周りが広域利用という利用をするということで認識しております。

あと人員のことなんですけれども、今、看護師が1名、保育士が1名、常勤でおりまして、その定員として3名までしか保育することができませんので、これからの申込み状況に応じて、毎日毎日お預かりする人数が、申込みをお断りするという状況が多く続いた場合という仮定の下、増えるだろうということで、常にこちらの病後児保育事業については、村も4市町村も回数を重ねて協議していた内容でございます。

議長（細川運一君） よろしいですか。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 常任委員会では説明していたようなんですけれども、私もちょっと腑に落ちないというか、よく分からないのでお伺いします。

まず、この建物今、3人ぐらいを預かることができるというご説明でしたけれども、建物自体は、どのぐらいの収容人数になっているもので、大和町がいろいろな絡みで設置する、設置するに当たり費用的な部分で、どのぐらいのお金がかかっていて、国からどれだけの補助が来ていて、それを黒川圏域の市町村で合同で使えるようにするということの1回当たりの負担が2万5,000円と、常任委員会の資料を見ると事業費が12万

5,000円とはなっているんですけども、この辺のお金の流れと建物自体の設置の内容というんですかね。その辺をお伺いしたい。

議長（細川運一君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 当初、初めに改修工事として、子供子育て支援整備事業交付金の工事費が3,390万円。限度額として、あと設計料が169万5,000円。あと、環境整備費として、400万円ということで、そちらのほうは国の補助金で補助していただけますよということで認識しているんですけども、その総工工事費に関しての金額というのが、すみません、申し訳ありません。資料のほうに手持ちがなくて、そちらのほうはないんですが、総改修工事のほうでそちらの額が、国と県と村、事業主とかと負担がかかりますということで、算出していたようでございます。

あともう一つの、先ほどの2万7,000円の算出の内訳でございますが、委託料、この病後児保育室への委託料として、こちらは来年度の予算として、大和町が1,246万3,000円を見込んでおります。そのうち補助金が284万2,000円、国と県からそれぞれ限度額として入ってきております。1,246万3,000円からその県の補助を引きまして、それを、差額962万1,000円を稼働日、21日として、失礼いたしました、稼働日121日ですね、その稼働日というのが、お子さんをお預かりした稼働日なんですけれども、そちらのほうは今年の実績と、恐らくこれくらいだろうというものと算出して、大和町のほうで算出していただいたものです。それを割ると大体7万9,512円ということで、1日当たりの単価が出てくるという計算式となっております。それを7万9,512円を定員3名までということなので、それを3人で割ると大体2万6,504円となりまして、そこから保護者額、保護者2,000円を引きますと、村負担の2万5,000円ということで、約2万5,000円を自治体の負担金としますということでした。

あと建物自体の収容の人数なんですけど、こちらの定員につきましては、最大3名までしか今、保育でお預かりができませんので、3名までということで定員の単価の割となっております。あと施設の収容人数のほうは、申し訳ありません、把握しておりませんでした。最大収容人数については把握しておりません。

議長（細川運一君） よろしいですか。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 詳しく説明していただいたんですけども、私が聞いた金額は、常任委員会で示している事業費、来年度分なんですかね、12万5,000円、要は人数分だとは思うんですけども、例えば大衡村の方が全然利用しなければかからないお金なのか、

それから、3名程度、予測して試算しているものの、利用がそんなになかった場合の赤字というわけじゃないですけども、補填が村に来るものなのか。逆にその人が多くて、受入れを断る事態になった場合に、看護婦さんなりなんなり人員増やして、床面積で計算した最大人数を受け入れるようになった場合に、村の負担が増えるのかどうなのか、その辺を聞いたかったんですけども、分かる範囲で説明していただければ。

議長（細川運一君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 先ほどの2万5,000円の件だったんですが、もし大衡村として、利用がなければゼロとなります。そしてその分、大和町で総事業費、全体的なものをお支払いすることなので、利用はしなければ村の負担はゼロとなります。

あと、定員は3名までということになっているので、申込み順で優先順位でお預かりすることになっておりますので、もしそこを超えた場合にはお断りという形になって、申し訳ありませんということで保育ができないということで、お知らせすることとなります。

議員さんのお話ししていた、床面積上でというところなんですけれども、今現状、保育士1名、看護師1名というところで、国の定めによって3名までしか保育できないという規定になっているので、床面積が多くてもお預かりできないので、その人間的なところを、配置を増やしていかなければそれ以上増えることもないと認識しております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午後2時30分 散 会